

平成25年度

農地白書

「見える化」を実現！
見つける・見抜く・見きわめる



編集・発行 米子市農業委員会

表紙写真

遊休農地を再生したネギ畑
(大崎地区)

農地白書の発刊に当たって

最近の農業を取り巻く環境は、就業者の高齢化、担い手・後継者の不足、遊休農地の拡大といった状況に加え、長期にわたるデフレ経済による農産物価格の下落、生産資材の高騰などの影響により、農業経営は大変厳しい状況にあります。

農地白書により、農地にかかる諸問題を、様々な角度からありのままに見つめ、地域における多様性、特殊性などの農業現場の事情を把握し、地域農業のさらなる発展に資すれば幸いです。

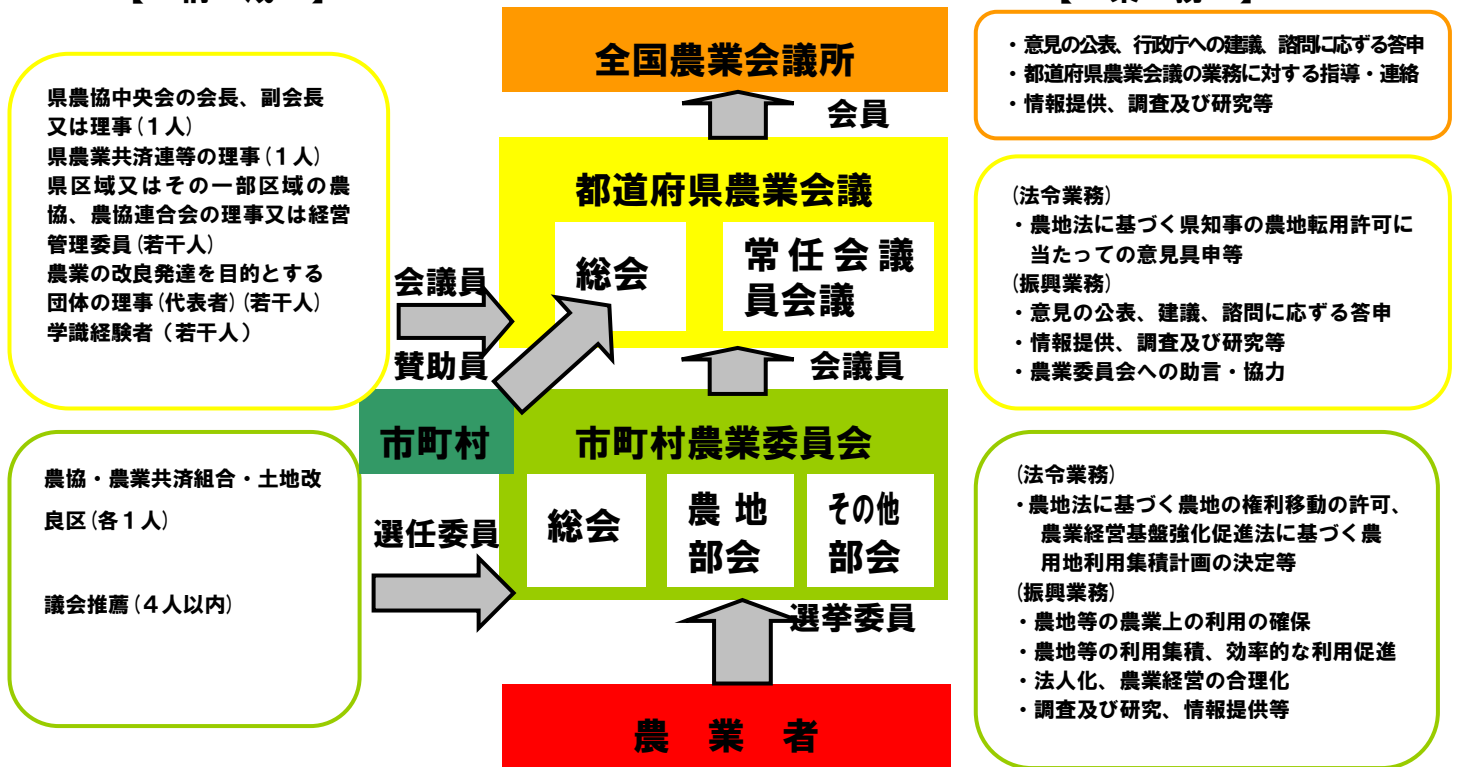
米子市農業委員会
会長 仲田 邦治

平成26年3月

農業委員会系統組織の体系

【 構成 】

【 業務 】



米子市農業委員会の概要 (赤字は農地白書作成の根拠)

根拠法	農業委員会等に関する法律 (昭和26年制定)	役割(所掌業務)	①農地法等規定に基づく許認可に係る事務処理 ◆農地法及びその他の法令によりその権限に属された農地等の利用関係の調整に関する事項 ◆農業経営基盤強化促進法等
組織	市町村に設置されている行政機関 (選挙・選任委員で構成する合議体の行政委員会)		②地域農業振興を図る促進業務(農業振興業務) ◆農地等の確保、利用集積等の効率的な利用促進に関する事項 ◆法人化その他農業経営の合理化に関する事項 ◆生産・経営・生活に関する調査研究と情報提供
構成	農業委員定数30人(平成17年3月定) (うち選挙委員25人、選任委員5人)		③農業・農業者に関する意見の公表、建議及び答申 ◆農業・農民に関する事項について意見の公表、建議及び諮問に応じて答申

目 次

農地白書の発刊に当たって（表紙の内面）
農業委員会系統組織の体系
市町村農業委員会・農業会議の概要

【農業委員会活動】

図 1	農地の権利移動等の動向	1
図 2	遊休農地発生防止・解消の動向	2
図 3	農地の利用集積の動向	3
図 4	農地筆数及び 1 筆平均面積	4
図 5	生産調整（転作作物別）の動向	
図 6	水張り水田（保全）の動向	
図 7	中山間地域等直接支払への取組みの動向	5

【農業委員会系統組織活動の実績】

	市町村農業委員会の主な建議事項他	6
--	------------------	---

〈付〉

農業委員名簿	（裏表紙の内面）
市町村の風土	（裏表紙）

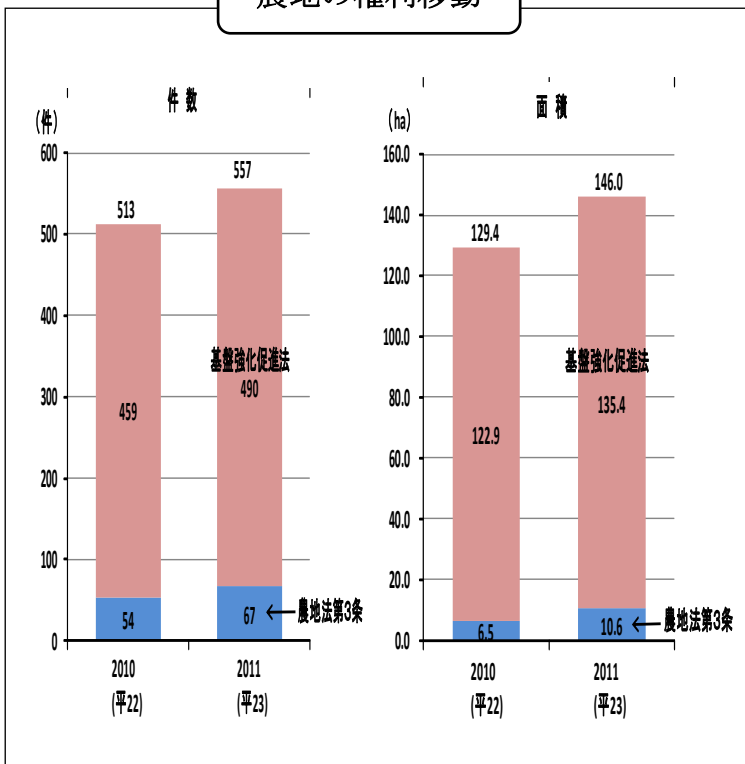
農業委員会活動

【農業委員会活動整理カード】より

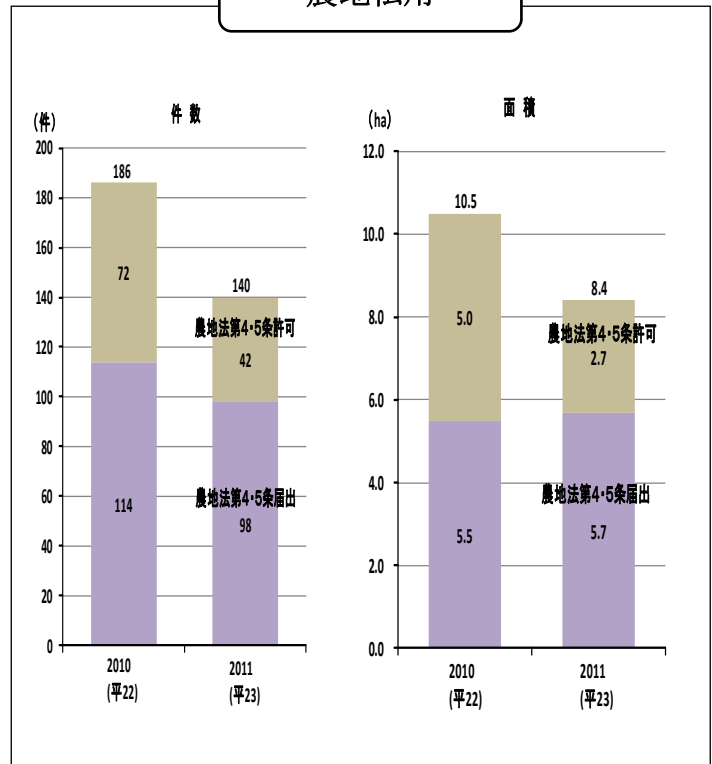
図1 農地の権利移動等の動向

農地の権利移動の 88 パーセントが農業基盤強化促進法によるもの。

農地の権利移動



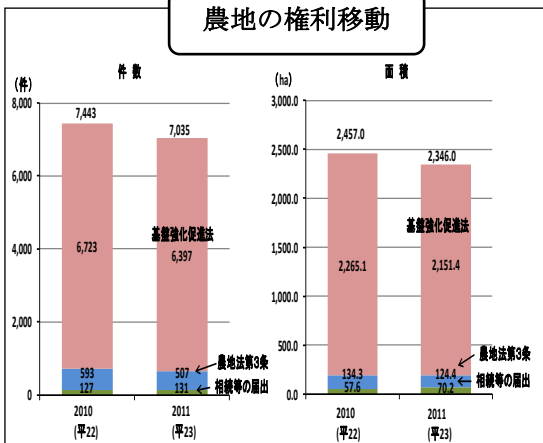
農地転用



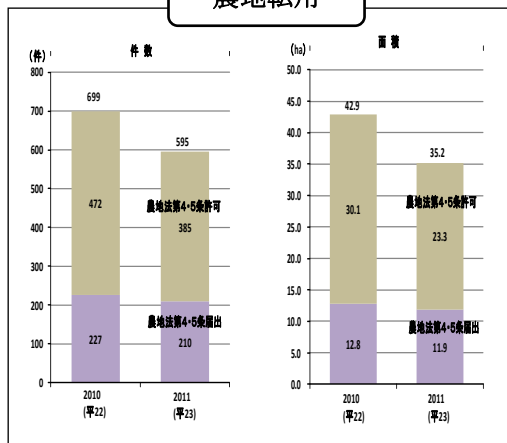
資料：農林水産省 「農地権利移動・借賃等調査結果」

県全体

農地の権利移動



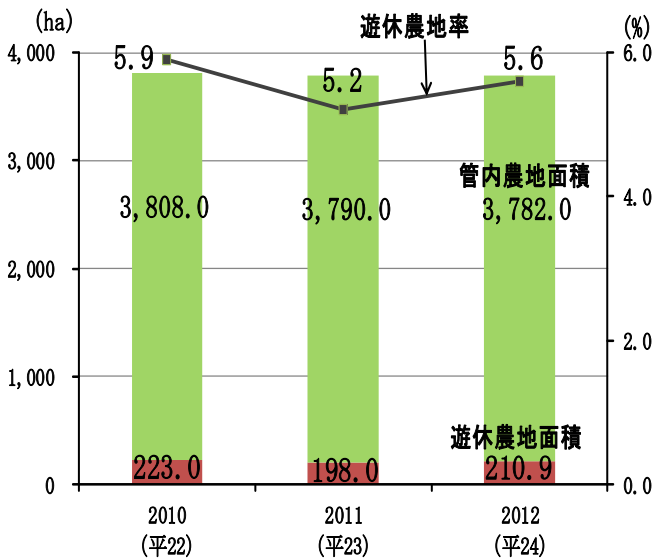
農地転用



～農地の権利移動は微増
転用は微減～

農地の権利移動の 90% 以上は、農業経営基盤強化促進法によるもの。
相続等の届出も着実に進む

図2 遊休農地発生防止・解消の動向



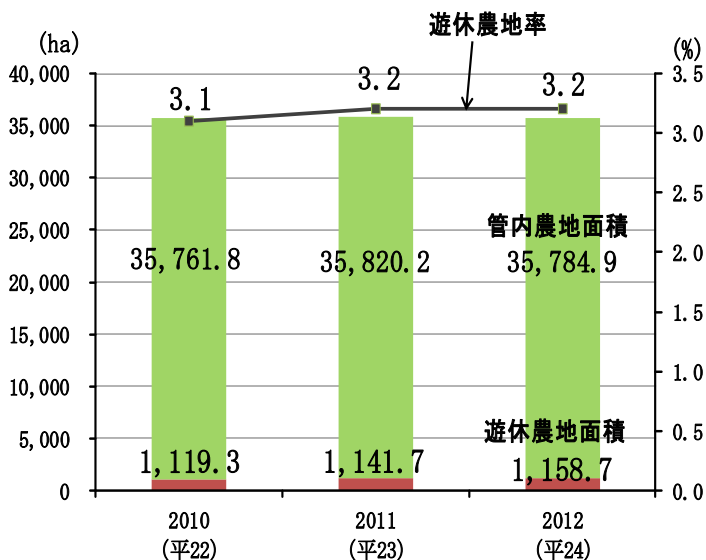
	解消目標面積 (ha)
平成22年度	15.0
平成23年度	20.4
平成24年度	20.0

利用状況調査の結果、平成24年度は前年に比べ12.9ha遊休農地が増加、遊休農地率も0.4%上昇した。

ゆうきゆうのうち
「遊休農地」

耕作放棄地や不作付け地等のこと。過去1年間以上の間(実質的には2年以上)、不作付けの状態となっている農地。平成21年に改正された農地法では、①1年以上にわたって農作物の栽培が行われておらず、かつ、今後、農地所有者等の農業経営に関する意向、農地の維持管理(草刈り、耕起等)の状態等からみて、農産物の栽培が行われる見込みがない、②農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において行われる栽培方法と比較して著しく劣っているときなどは、農業委員会が必要な指導を行うことになっている。

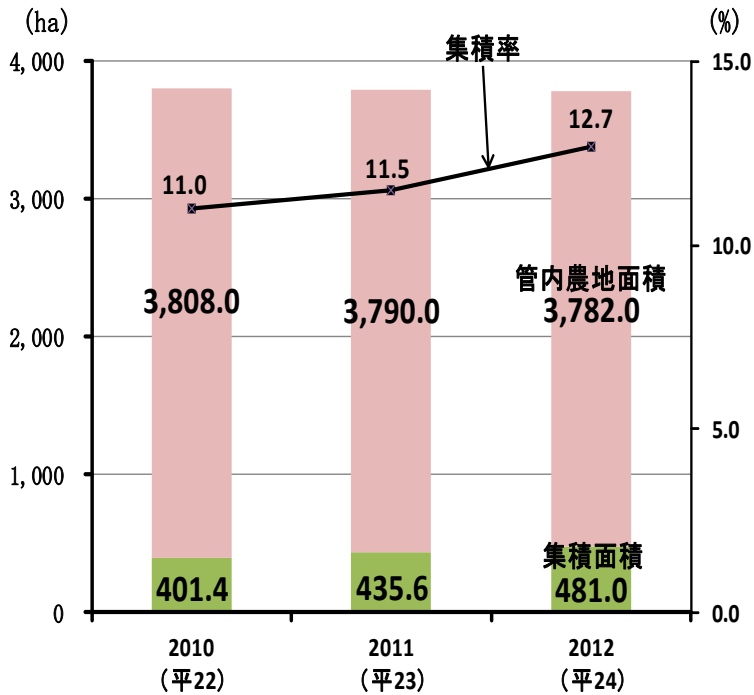
県全体



～遊休農地解消進む～

平成24年は前年に比べ17ha遊休農地は微増したが、遊休農地率は前年に同じ(3.2%)
農業委員会の利用状況調査結果に基づく指導や国の事業の活用が実を結びつつある。

図3 農地の利用集積の動向

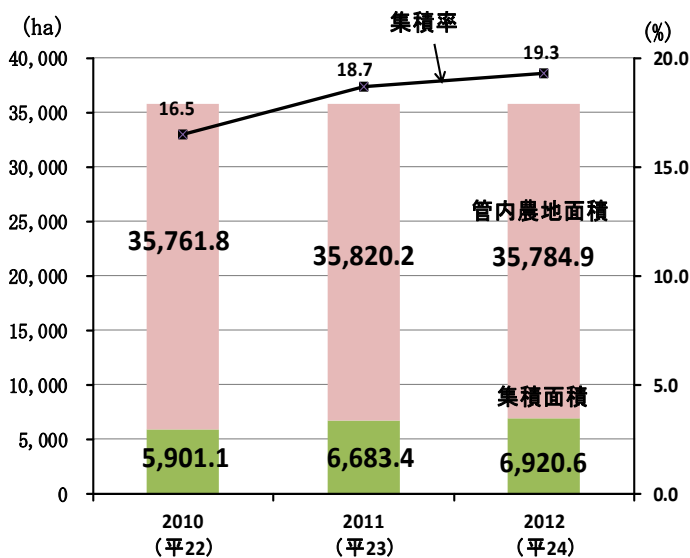


	集積目標面積 (ha)
平成 22 年度	20.0
平成 23 年度	20.0
平成 24 年度	20.0

農地の利用集積については、毎年着実に集積が進んでいる。

集積面積は、認定農業者等への集積した面積です。
(農業経営基盤強化促進法および農地法による)

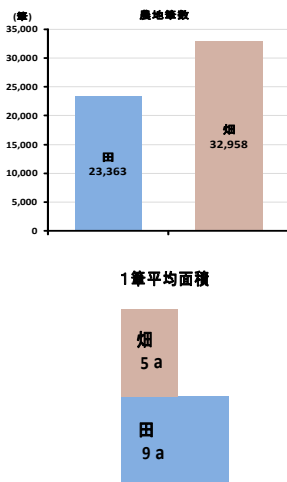
県全体



～担い手へ進む農地の集積～

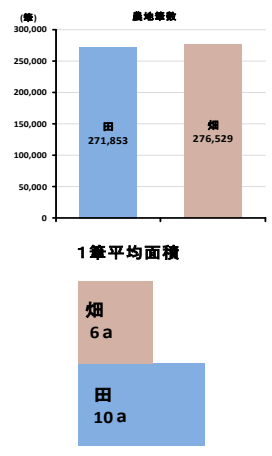
毎年着実に集積が進んでいる。
特に平成 23 年は前年に比べ 782.3ha 増となり、八頭町・伯耆町で 100ha 以上増加している。

図4 農地筆数及び1筆平均面積



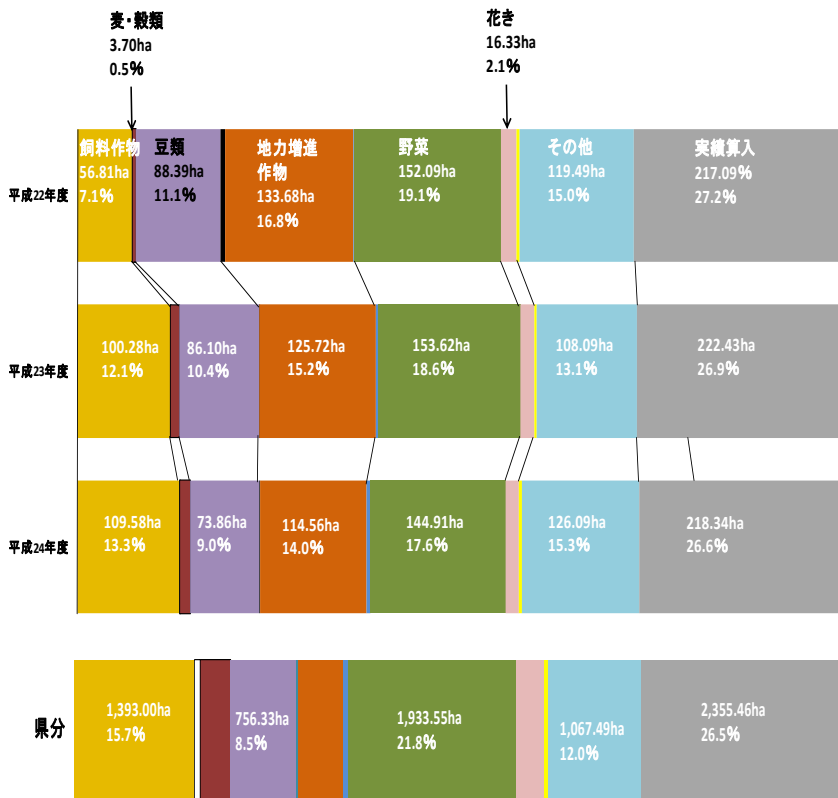
畑地については未整備のところが多く、耕作条件の悪いところが多い。

県全体



資料：農業委員会

図5 米の生産調整（転作作物別）の動向



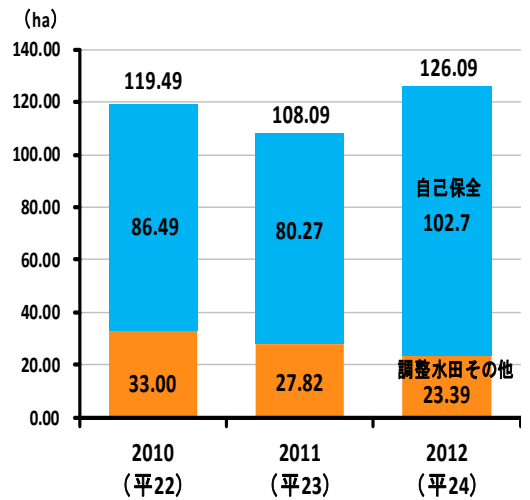
* 県分は 24 年度

資料：鳥取県生産振興課

(注)

- * 穀類はそば等含む
- * 野菜は特例作物含む
- * 花きは種苗類含む
- * その他は土地改良等通年施工、林地・養魚、自己保全、調整水田含む

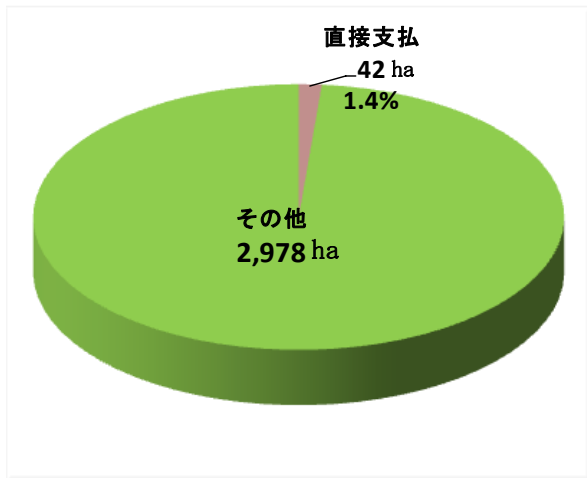
図6 水張り水田(保全)の動向



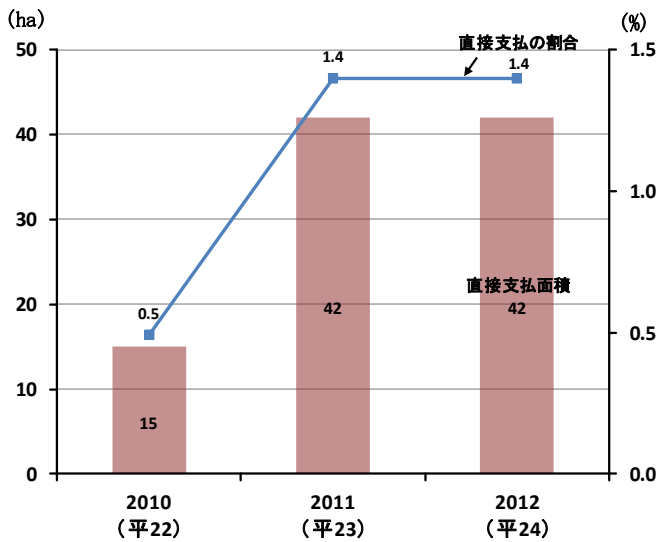
資料：鳥取県生産振興課

米の生産調整については、野菜、飼料作物が増えている。

図7 中山間地域等直接支払制度への取組みの動向

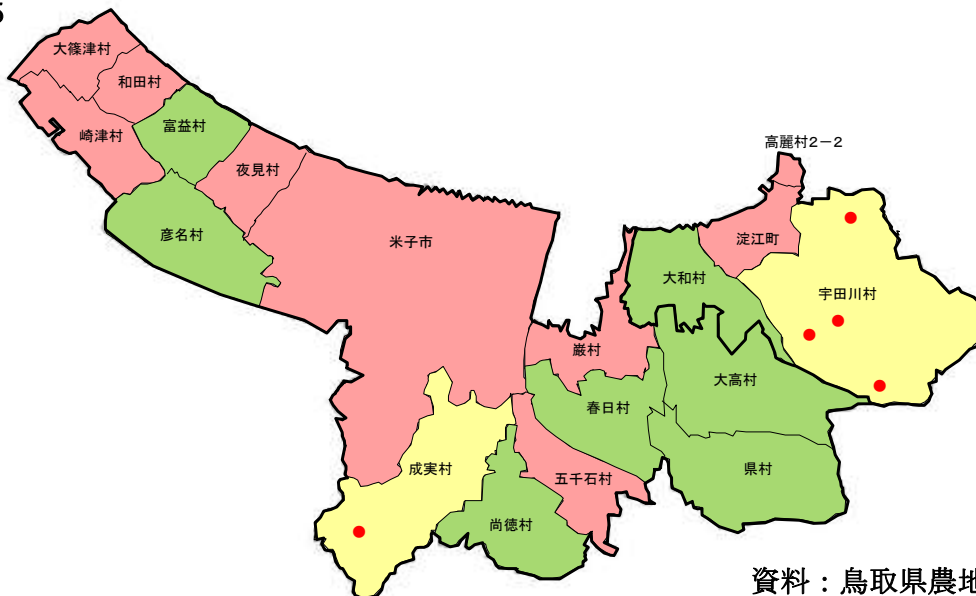


農業生産条件が不利な中山間地域において自立的かつ継続的な農業生産活動が可能となるよう、農業生産性の向上、多面的機能を増進する活動に取り組んでいる。



ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいせいど
「中山間地域等直接支払制度」
 平地に比べて不利な生産条件を補うため、水路の草刈りや排水路の補修などの地域活動を担う集落に、交付金を支払う制度

【協定数】 5



資料：鳥取県農地・水保全課

農業委員会系統組織活動の実績

～農政・建議・プロジェクト等の活動強化と情報公開～

1 市町村農業委員会の主な建議事項

<単市土地改良負担金について>

近年、農業は農産物の価格低迷や資材費、燃料費の高騰により、農業経営の厳しい状況が続いており、より一層の生産コストの低減、作業の効率化が求められています。

農地を効率的かつ生産性の高い生産資源として、維持していくためには地域の実情を踏まえた水利施設や農道等の整備改修が必要です。土地改良事業で作った施設も年数が経ち、農道や農業用排水路等の老朽化が進み、こうした施設の維持管理が必要となっています。

農地を維持管理し、再生利用していくことは、農産物を生産するということのみでなく、水源の涵養や温暖化防止、景観保持といった防災、環境保全などの多面的な機能をも有しています。農地は農業者のみの受益施設ではなく、地域住民の皆さんの公共施設でもあります。つきましては、以下の事項について検討をお願いします。

(1) 施設の意義にも鑑み、農家の負担を少しでも軽くするため土地改良事業の地元負担金の軽減

(2) 農業用排水路や農道などの農業用施設については、老朽化や農家の高齢化、担い手の減少による管理能力の低下など様々な問題を抱えていますので、早急に事業が推進できるよう予算枠の増額確保

<農地中間管理機構との連携について>

近年は圃場整備がされた区域においても遊休農地の発生が見られるように、遊休農地は大きな問題になっています。遊休農地の発生要因は「高齢化」「労働力不足」「地域内に引き受け手がいない」など地域内の耕作者が減少していること、「農産物の価格低迷」

といった農業経営の条件の悪化などが要因となっています。

国は、農地の集積による農業の生産性向上を促すため、農地を借り集めた上で地域農業の担い手に貸し付けることを主な業務とする農地中間管理機構を設置することとしました。農地中間管理機構の基本的な役割は、耕作者がいない農地の所有者などから農地を借り集め、当該農地を管理するとともに、必要に応じて大区画化などの基盤整備、遊休農地の再生を実施したうえで、規模拡大を図る担い手に貸し付けることです。

米子市の農業が更に発展を遂げるためには、担い手への農地集積・集約化や遊休農地の解消などが必要です。農地の中間受け皿となる農地中間管理機構と積極的に連携を図られ、優良農地の確保、有効利用、遊休農地の解消に努められたい。

<農業施策情報の共有について>

農業委員会は、日常的な農地法等関係法令に基づく「許認可法令業務の適正かつ円滑な執行」はもちろんのこと、「農地の確保と有効利用」「担い手の確保・育成」「地域の担い手への面的集積」「遊休農地の解消と発生防止」「変化する農業施策に柔軟に対応するための情報収集」などの役割が求められています。

様々な農業の問題を解決し、地域の農業をより一層発展させる取組には、行政、農業関係機関等と緊密な連携を取り、情報を共有しながら進めることが重要と考えています。米子市の農業施策の内容について、今まで以上に農業委員会へ情報を提供されるようお願いします。

<農業委員会の組織体制について>

平成21年の農地法の一部改正により、農業委員会の活動は新たに法令業務となった農地の利用状況調査、遊休農地への対応のほか、様々な情報提供・各種意向調査など、さらなる重責を伴うものになっています。こうした状況の中で、増加した農業委員会活動を補佐し、農業委員会業務の円滑な実施を図るため、事務局体制の充実に十分な配慮をお願いします。

用語解説

図3

のうち りようしゅうせき 「農地の利用集積」

所有権の移転、利用権の設定、作業受託などによって農地を集積すること。

参考

こうさくほうきち 「耕作放棄地」

農林業センサスでは、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ経営耕地に含まれる。

参考

のうちりゅうどうか 「農地流動化」

農地の権利移動のこと。賃借（賃借権・利用権の設定・移転）、売買（所有権の移転）による移動のこと。

参考

のうちりゅうどうかりつ 「農地流動化率」

担い手へ集積されている作業受託を含めた農地面積割合（農地の貸し借りまたは農作業を受託している面積の割合）。

農地流動化率(%) = (農地法第3条許可による権利移転面積 + 農業経営基盤強化促進法による権利の設定移転面積) - (無償所有権移転面積 + 有償所有権移転のうち交換面積 + 使用賃借による権利の設定移転面積 + 賃貸借による権利の転貸移転面積 + 農業経営基盤促進事業による経営受託面積) / 農振地域内の現況農用地面積

図5

じっせきさんにゅう 「実績参入」

米の生産調整における一つの計算手法。生産調整実施面積の要素で、対象水田を稲作以外の用途等に使用すること。加工用米や一定の条件を満たす果樹の生産などを実施した水田については、助成金の交付対象とせず、その面積だけを生産調整の実績として算入する。実績算入カウントという。

図5

とちかいりょうつうねんせこう 「土地改良通年施工」

米の生産調整において、土地改良通年施工の対象になるのは、ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る）、客土事業、その他土地改良事業のうち前述2つに該当する工種、それらのうち工事計画期間が稲作期間と連続しておおむね1ヶ月以上重複しているもの。

図5

けいかんさくもつ 「景観作物」

病害虫防除、雑草抑制などに役立つとともに農村の景観を豊かにする作物。菜の花、レンゲ、ソバなど。

図7

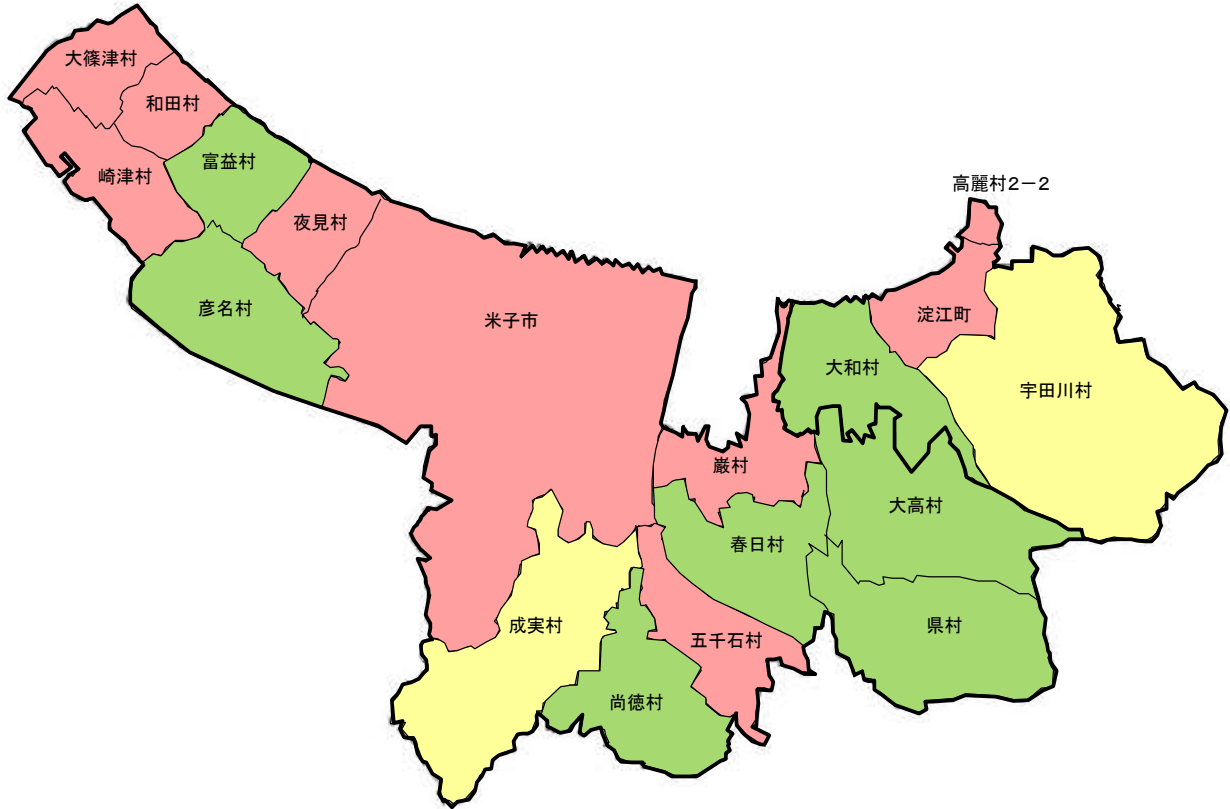
ちゅうさんかんちいき 「中山間地域」

統計においては、中間農業地域と山間農業地域をあわせた地域。林野率が50%以上で耕地率が20%未満の地域が含まれる。日本の国土面積の63%が中山間地域。（鳥取県は72%が中山間地域）

資料：全国農業会議所発行

「新・よくわかる農政用語」

農業委員名簿



(H25.4.1 現在)

	選挙・ 選任別	氏名	備考		選挙・ 選任別	氏名	備考
1	選挙	仲田邦治	会長	20	選挙	石橋明広	農地部会長
2	選挙	吉澤一誠		21	選挙	本池 操	
3	選挙	松原幹人		22	選挙	安達卓是	
4	選挙	田邊雄一	会長職務代理	23	選挙	尾坂宣雄	
5	選挙	森中喜輝		24	選挙	仲田祐康	
6	選挙	佐々木知俊		25	選挙	船岡市秋	
7	選挙	大太年廣		26	選挙	唐来新市	農政職務代理
8	選挙	大縄敬次		27	選挙	番原邦彦	
9	選挙	山中春夫	農政部会長	28	選挙	藤本昌弘	
10	選挙	竹谷捷昭		29	選挙	山田博美	
11	選挙	小林秀美		30	選挙	高西史郎	
12	選挙	伊塚定弘		31	選任	伊塚重己	
13	選挙	遠藤泰三		32	選任	田中正昭	
14	選挙	佐藤敏行		33	選任	高田 衛	
15	選挙	松林 貢		34	選任	精山悦子	
16	選挙	安田 浩		35	選任	林原成子	
17	選挙	木澤純一	農地職務代理				
18	選挙	足立寛隆					

米子市の概要

米子市は、2005年3月31日にそれまでの「米子市」と「淀江町」が合併して新たに誕生した市です。本市は、鳥取県の西側、山陰のほぼ中央に位置し、東には「伯耆富士」とも呼ばれる国立公園大山、北に日本海、そして西には汽水湖として日本で5番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海という、豊かな自然に恵まれています。大山山麓に連なる丘陵地帯と日野川、法勝寺川、佐陀川、宇田川及び加茂川流域に発達する東・南部水田地帯並びに淀江地区の海岸線、弓浜半島に展開する畑作地帯が農業流域です。気候は、月平均気温がほぼ日本の平均気温を示しており、梅雨時期の降水量が比較的多いですが、日照時間は太平洋側とほぼ同じであり、温度差の少ない穏やかな気候であるといえます。

農地動向は地方都市近郊で見られる商工業の発展と、これに関する住宅化の伸展で農地転用が活発ですが、農地の保有志向が高く農地の流動化は進まない傾向にあります。生産面については、水田地帯では水稻を主幹作物とし、一部に果樹、葉たばこなどの組み合わせによる複合経営が行われており、弓浜畑作地帯では白ねぎ、葉たばこ、淀江地区では二十世紀梨、白ねぎ、にんじんの栽培が盛んです。一部に施設園芸の副業型が見られ、全般的には野菜等の生産地です。



市章



イメージキャラクター
ヨネギーズ



市の花
ツツジ



市の鳥
コハクチョウ

【米子市農業委員会】

住所 〒683-8686

鳥取県米子市加茂町1丁目1番地

電話 0859-23-5276・5277

FAX 0859-23-5390

E-mail nogyo@city.yonago.lg.jp